

# えちごトキめき鉄道株式会社駅前出店に係る要領

令和7年7月1日 制定

## 1 趣旨

この要領は、えちごトキめき鉄道株式会社（以下、「トキ鉄」という。）の敷地にて出店を希望する者に対し、トキ鉄敷地内出店許可証を交付するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 目的

トキ鉄が管轄する駅のスペースを活用し、地元事業者様に販路拡大の機会を提供するとともに、駅利用者の利便性の向上及びトキ鉄沿線の活性化と地域の魅力向上を図ることを目的とする。

## 3 出店場所

駅名：新井駅、妙高高原駅

位置詳細：別紙1で示した範囲

## 4 出店期間

原則全日

※イベント開催や工事、天変地異の発生等により出店が認められない場合がある。

※新井駅は、12月～3月末頃の間、原則出店を中止する。

## 5 出店時間

(1) 出店可能時間は以下のとおりとする。

新井駅：午前7時～午後6時まで

妙高高原駅：午前7時～午後6時まで

いずれの駅においても次の一定の時間ごとで区切る形とする。

7:00～9:30

10:00～13:00

13:30～15:30

16:00～18:00

(2) イベント等に付随する出店の場合は(1)の限りではない。

(3) イベント等により出店を制限する場合もある。

## 6 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物  
食品衛生法の規定に基づく営業届出範囲内の飲食物  
食品衛生法の規定に基づく営業許可及び営業届出以外の食品  
飲食品以外の、日用品等の物品

## 7 出店資格と制限

### (1) 出店申込資格

- 次の要件を全て満たす法人又は個人
- ・公的機関が発行する上越市、妙高市及び糸魚川市の全ての市で有効な営業許可を有すること。（営業許可が必要な食品を提供する場合）
  - ・出店期間内において有効な営業許可証を有すること。（営業許可が必要な食品を提供する場合）
  - ・公的機関に営業届出を提出していること。（営業届出が必要な食品を提供する場合）
  - ・食品衛生管理者又はそれに代わる資格を有すること（営業許可及び営業届出が必要な食品を提供する場合）
  - ・食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。（営業許可が必要な食品を提供する場合）
  - ・物品販売において必要な許可等を有すること。

### (2) 出店制限

次のいずれかに該当する者は出店できない。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、暴力団防止法）第2条第6号に規定する暴力団員。（以下、暴力団員）
- ・暴力団防止法第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している法人。
- ・過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ・国税及び地方税を滞納している者。

## 8 出店申込から出店開始までの流れ

申請の受付は、2026年1月5日（月）から受付開始とする。

### (1) トキ鉄へ以下の書類を提出（送付先：16参照）

- ① 駅前出店申込書 1部
- ② 営業許可証 一式の写し 1部（営業許可が必要な食品を提供する場合）
- ③ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し 1部（営業許可及び営業届出が必要な食品を提供する場合）
- ④ 身分を証明できるもの（登記簿謄本や運転免許証など）

##### ⑤ 誓約書

- (2) 申込者様とのミーティング
- (3) 審査
- (4) 出店許可連絡及び出店許可証の交付
- (5) 出店予約
- (6) 出店

※ (1) ~ (4) については、初回のみ

※ (1)において提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに変更となった旨を記載した書類を提出すること。

#### 9 出店料

- ・550円／1区切り（税込）
- ・出店料を改定しようとする際は、出店者に事前に通知するものとする。
- ・出店予約を出店者都合で取り消したことによる出店料の還付はおこなわないこととする。

#### 10 決済方法

出店料の決済方法については、クレジットカード決済とする。

クレジットカード決済をおこなうにあたり、事前に㈱リクルートへの登録が必要となる。

領収書は原則発行しない。

#### 11 設備について

- ・区画：新井駅及び妙高高原駅においてそれぞれ別紙1に定めるところとする。
- ・電気：電源設備なし。発電機の持込みは可。
- ・水道：上下水道設備なし。敷地内に汁物や油類及び食品の廃棄は行わないこと。
- ・ガス：ガス設備なし。プロパンガスの持込みは可。
- ・ごみ：ごみ箱の設置なし。店舗ごとに利用者が見やすい位置にごみ箱又はごみ袋を設置し、申請者において持ち帰ること。
- ・消火器：設置なし。火気を使用する場合は消火器を持参すること。
- ・仮設の休憩所（ベンチ・テーブル・パラソル）などの設置は区画の範囲内で可能とする。パラソルなどは強風で飛散しないよう重しを置くなど、対策をすること。

#### 12 出店にあたっての注意事項

- (1) 各駅の出店許可状況等により出店が認められない場合がある。

- (2) 駅により、冬期間は駅前出店の募集を停止することがある。
- (3) 出店中は出店許可証を車内または看板等の見やすいところに掲示するものとする。
- (4) 出店者が出店料等を滞納した場合や公序良俗に反する使用をした場合、出店許可条件を遵守しない場合、その他出店が不適当と判断した場合は、出店許可を取り消す場合がある。
- (5) 出店権利の第三者譲渡、貸与は禁止とする。
- (6) 出店者は設置スペースを第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で交換することは禁止とする。
- (7) 食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すこと。(食品を提供する場合)
- (8) 提供場所が鉄道敷地内であることを鑑み、鉄道利用者に最大限配慮すること。
- (9) 提供場所を、第2条に規定する目的以外の用途に使用することを禁止とする。
- (10) 出店者と顧客間でトラブル等発生した場合、出店者は誠意を持って対応し、トキ鉄に報告すること。
- (11) 出店の予約をしていたにもかかわらず、出店区画を支障するような急遽の工事や天変地異が発生した場合は出店を断ることがある。出店者はこの決定に従うものとし、トキ鉄はこれによって生じて出店者の損害を補償しない。ただし、その場合の出店料は全額返金する。

### 13 原状復旧

- (1) 出店者の責めに帰すべき理由により提供場所その他のトキ鉄所有財産を毀損等したときには、直ちに、これを原状回復しなければならない。
- (2) 出店者は出店時間の終了後ただちに、提供場所をトキ鉄へ返還しなければならない。その際に発生する原状回復に伴う費用は出店者が負担することとする。

### 14 損害賠償等

本要領に定める義務を履行しないことによりトキ鉄に損害を与えた場合は、その損害は出店者が賠償すること。

### 15 本要項に定めのない事項等

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令の定めるところによるものの他、トキ鉄と出店者が協議のうえ処理するものとする。

### 16 申込書類提出先

申込書の提出方法は、以下のいずれかの方法とする。

- ・トキ鉄へ直接持参

・郵送

【郵送先】

〒942-0003 上越市東町 1-1

えちごトキめき鉄道株式会社 経営戦略室 企画開発課

・メール

【メールアドレス】 [tokitetsu-kitchencar@echigo-tokimeki.co.jp](mailto:tokitetsu-kitchencar@echigo-tokimeki.co.jp)

## 17 委託販売について

出店者が他社商品を委託販売する場合は、出店者自身が当該商品の販売・管理に関する一切の責任を負うことを前提とし、委託販売を認めるものは次の商品に限る。

(1) 日用品、雑貨

(2) 食品営業許可及び届出が不要な食品

### 注意事項

- ・複数の店舗が共同出店しているかのような誤認を与える案内や展示は控えること。また、出店区画からみだりにはみ出すことを禁止とする。
- ・委託販売の場合、売上金等金銭のやりとりは、各事業者間で責任をもって対応する。
- ・12 (6) に従い、出店区画を第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で交換することは禁止する。

### (附則)

1. 令和 7 年 12 月 22 日、一部条文の変更。

(1) 変更 第 8 条 (申請受付日)